

令和4年度 学校教育指導方針

宇佐市教育委員会

はじめに

学校教育は、児童・生徒・園児（以下「児童等」）が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる生きる力を養うとともに、予測不可能な未来を自立して生き、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する、持続可能な社会の形成者の育成が求められています。

そこで、宇佐市教育委員会は、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する中で、学習指導要領・幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた学校体制の確立と教育内容の充実を図るとともに安心・安全・信頼される学校づくりを基本方針とします。

この基本方針を具現化するために、「子どもたちに誇りと希望、そして夢を」をテーマに、「自ら学ぶ力と豊かな心を育み、未来に希望と夢を抱き、ふるさと宇佐に誇りのもてる宇佐市民の育成」と「規律ある集団において、他を受け入れ、自己を表現する中で仲間とともに自己開花できる児童等の育成」「国際社会に向けて羽ばたいていける人材の育成とともに、ふるさと宇佐において活躍する人材の育成」を柱にして、自己の目標をしっかりと定め、その達成に向けて粘り強く突き進もうとするたくましい児童生徒の育成を目指します。また、児童等一人一人の資質・能力を最大限に伸ばすことができるよう、子どもや地域の実態に応じ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを一層推進するとともに、ともに学び合い、高め合う教職員集団をめざし、以下の重点目標を策定します。

1. 「確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり」の推進

(1) 地域と一体となった信頼される学校づくりの推進

- ① 学校経営にあたっては、校長が信念をもってリーダー性を発揮し、学校教育目標の達成に向けて、芯の通った学校組織の構築と地域・保護者・学校の三者の協働による活力あふれる特色ある学校づくりに努めます。

特に小規模校は、合同授業やICTを活用した遠隔授業等により近隣校等との連携を深めることで、集団学習の機会を保障し、児童等が生き生きと活動できる教育環境をさらに充実させます。

- ② 学校運営協議会制度を活用し、児童等の実態、地域・保護者・学校の願いを基盤にした学校教育目標を共有することで、目標協働達成の取組を推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、主体的に創意工夫した教育活動を展開します。
- ③ 毎月19日を「宇佐市教育の日」とし、地域・保護者へ授業公開をします。
- ④ 学校評価等に基づく組織的・継続的な学校改善と積極的な情報公開を図ります。
(学校評価の4点セット・学校関係者評価、学力・体力評価等の資料の充実)

2. 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

- ① 児童等が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造を図ります。

「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」を育む授業を目指します。

そのため、以下の点を中心にカリキュラムマネジメントと連動した組織的な授業改善を推進します。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた単元構成と単位時間の授業構想

1) 主体的な学びを促す「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」

2) 「考えるための技法」を意識した「ねらい」の設定

3) 「個に応じた指導の手立て」の設定

4) 指導と評価の一体化

※ねらいに応じたICTの効果的な活用

イ 「教科担任制」推進による、教科の専門性に基づいた学習支援の充実

ウ 授業力向上アドバイザーによる経験年数の浅い教員等を中心とした授業力向上

エ 一人一指導案をとりまとめた「指導案集」の作成・共有

オ 「近隣中学校合同教科研修部会」の共通テスト結果に基づいた授業づくり

カ 「児童生徒による授業評価」の結果に基づいた授業づくり

キ 生徒指導の3機能を意識した授業改善

(自己決定の場・自己存在感・共感的人間関係)

ク 各種学力調査を活用した指導方法等の改善

- ② 個に応じた指導を充実し、学ぶ意欲を育成します。

ア 少人数学習、習熟度別学習、ペア・グループ学習、体験的学習等、個に応じた指導方法や協働的な学びを生む指導体制の工夫改善を推進します。

イ 基礎学習・活用学習等個に応じたきめ細かい指導を充実させるとともに、地域の人材等を活用した授業づくりを進めます。

ウ 小規模学級における「個人カルテ」（学習面に特化）の活用・改善を図ります。

- ③ ふるさと教育・外国語教育（活動）・キャリア教育を推進します。

ア ふるさとの「人・もの・こと」等、身近な教材を活用し、地域と連携してふるさとと宇佐を誇れる人づくりを行います。

イ 小学校の外国語教育と中学校の英語教育の連携を図り、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。

ウ ふるさと教育との関連を図りながら、体験的活動等を通して自己の理解を深め、将来に向けた夢や目標を持って学習する意欲を高めます。

- ④ 一人一台端末を活用した「学びの個別最適化」を目指します。

ア 一人一台端末の効果的な活用により、これまでの学びの転換を図り、学習活動の一層の充実を図ります。

イ ロイロノート・ドリルパーク等の活用により、多様な児童生徒等の個別最適化された学びの充実を図ります。

- ⑤支援が必要なすべての児童等を対象とした特別支援教育を推進します。
- ア 発達障がいを含む障がいのある児童等を学校全体で支援するために、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制を構築し、校内特別支援教育推進委員会を定期的及び必要に応じて開催し組織的に対応します。
 - イ 支援が必要なすべての児童等に対し「個別の指導計画」を作成し、専門家を活用しながら有機的な支援を行います。また、本人・保護者や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。
 - ウ 特別支援教育支援員及び教育補助員を活用した支援体制をつくります。

- ⑥保護者・家庭との連携を深めます。
- ア 授業内容と宿題プリント等との一体化を図り、保護者と連携し、自ら計画を立てて管理・調整する家庭学習の習慣化に取り組みます。
 - イ 「子ども読書活動推進計画」を受け、朝読書、家庭読書の日の設定や学校司書を活用して家族ぐるみの読書活動の推進に取り組みます。

(2) 「人権意識の高揚と差別の解消をめざす人権教育」「共感的人間関係を育てる心の教育」の推進

- ① 人権尊重の視点に立った組織的、計画的な人権教育を推進します。
- ア 宇佐市立学校人権教育方針に基づき、人権教育が教育活動全体で行われるよう「人権教育全体構想図」「年間指導計画」を作成し全教職員で組織的に推進します。
 - イ 「宇佐市 部落差別の解消の推進に関する学校教育指導方針」を踏まえ、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てます。
※児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育担当教員の活用
 - ウ 教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、各種研究団体等と連携しながら指導及び研修の充実を図ります。
 - エ 「宇佐市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、定例化した「いじめ・不登校対策委員会」を軸に、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題に対してチーム学校として実効性ある対応を図ります。
※各種支援シートの効果的な活用（校内外における情報共有、小中連携）
※SC・SSW、地域児童生徒支援コーディネーターの活用
※教育相談コーディネーターを中心とする教育相談体制の確立
※教育支援センター「せせらぎ教室」と学校、保護者との連携

- ② 豊かな人間性や社会性を育む心の教育を推進します。
- ア 豊かな心の育成をめざし、感性を磨き心に響く共同的な活動により「絆」を紡いでいく特別活動など創意工夫した指導や望ましい集団活動を設定して、集団の一員として自己存在感が感じられる指導に努めます。
 - イ 読書活動や体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重の教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」を全ての教育活動の基盤としなが

ら、主体的に考え行動する児童生徒の育成に向けた取組を推進します。

ウ 生涯学び続けるために、学ぶことに興味や関心を持ち、目標を設定し見通しをもって粘り強く取り組む「耐える力・継続する力・継承していく力」を身に付けた「自立した学習者」の育成を推進します。

※行事や児童会・生徒会活動等において、自ら目標や計画を立てPDCAサイクルを回す取組の推進

エ 学年部体制、教科担任制等により児童等に多様な支援を行い、問題行動等の未然防止に努めます。なお、問題行動等が生じた場合は、校長のリーダーシップの下、サポートチーム等を組織して対応します。

オ 家庭・地域、関係各機関との連携・協働を深め、道徳科や人権教育に関するの授業公開や学校の広報紙等を通じた情報発信により、保護者や地域の人々と連携した子どもの心育てを推進します。

(3) 健康体力づくりの推進

① 的を絞った全市的体力向上を推進（令和4年度：「R1体力向上の取組を深化」）します。

ア 市内児童等の体力運動能力の実態や課題に即した取組を、R1テスト（走力+1種目）による体力づくりを軸に、学校教育の中で継続、発展的に進めます。

② 学校における組織的な体力づくりを推進します。

ア 目標達成に向けて仲間とともに高め合う連帯感や成果を実感できる、運動量を確保した「一校一実践」を通じて、「運動の楽しさを味わいながら、主体的に体力向上に取り組む」たくましい児童等の育成をめざします。

③ 魅力ある体育の授業づくりを推進します。

ア 実技講習会、授業交流会、小中合同研修会、体育専科教員等の活用による指導者の授業力向上に向けての取組を進めます。

④ 「歯と口の健康教育」を推進します。

ア 小中学校におけるフッ化物洗口を実施し、「歯と口の健康」が将来的な健康や体力運動能力の向上と密接に関連していることについてさらに学習・啓発を深めます。

⑤ 食育による健康増進・体力向上の取り組みを推進します。

ア 栄養教諭による市内全学校への訪問指導を実施し、食育の視点に立った健康増進・体力向上の取り組みを進めます。

(4) 一貫した指導を図る校種間連携の推進

① 目的意識をもち、自らの意思と責任で進路を主体的に選択する資質・能力の育成を目指し、中学校ブロックの連携を推進します。

ア 小・中9年間の成長を連続したものとしてとらえ、「めざす子ども像」を共有し、生活面・学習面の「系統性」と「発展性」を考慮した指導・支援を充実させます。

イ 小・中間の互見授業を計画的に実施し、9年間を見通した指導のあり方を学び合い、実践に生かします。

② 発達段階に応じた教育活動のつながりを大切にし、幼保・高との連携を推進します。

ア 小学1年生がスムーズに学校生活に適應できるように、幼保小の連携による情報

の共有や、スタートカリキュラムの効果的な活用・検証・改善により幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続の推進を図ります。また「幼保小連携研修会」により、子どもの学習面・生活面における困難の早期把握及び、「幼児期の終わりにまでに育てほしい姿」を手掛かりにした「つけたい力」の共有、幼児教育の質の向上を図ります。

イ 両院地区での小中高一貫教育の推進、高校とのジョイント授業、中高校長連絡協議会等により、市内の高校との一層の連携を図ります。

③ 校種間連携の取り組みの充実に向けた小中間の人事交流（校種間異動）を促進します。

(5) 安全・安心の確保

① 児童等の命と安全を守る取組を徹底します。

ア 自ら危険を回避できる安全教育と防災教育コーディネーターを中心とした防災教育の推進を図ります。

イ 緊急時を想定した訓練を定期的実施し、危機等発生時対処要領の見直し・改善を図ります。

ウ 学校運営協議会等の場を活用して、保護者・地域住民・行政と連携しながら、安全防災マップの作成等安全教育を進めるとともに、スクールガード体制を確立し、安全で安心な環境づくりに努めます。また、児童等が自ら危険を回避するよう指導します。

エ P T A、地域とともに、登下校時や学校活動時をはじめ、児童等が自転車に乗る際のヘルメットの着装の取組を推進します。

② 児童等の心身の健康の保持増進を図ります。

ア 健康相談・指導体制を構築することにより、児童等の身体と心のケアについて、早期対応を図ります。

③ 児童等の登下校時の安全確保を図ります。

ア 学校を通じて危険箇所の情報を収集するとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関及び地域と連携しながら適切な対応を行います。

3. 信頼される教職員の育成

(1) 研修の機会の充実

① 学習指導要領の徹底に向けて「教務主任研修会」等を通して、その内容や留意点を明確にして円滑かつ適切に教育課程を遂行します。

② 各種研修会を計画的に開催するとともに、習熟度別指導推進教員等の授業を参観すること等を通して、優れた授業の在り方について研究し、教師の授業力の向上と底上げを図ります。

③ 教職員一人ひとりが、キャリアステージに応じて積極的に研修に参加し、教員として必要な「教科指導能力」「コミュニケーション能力」「マネジメント能力」等を身につけます。

- ④ 各校の課題を踏まえ、教科部会等で具体的実践につながる研修を促進します。
また、中学校では、「近隣中学校合同教科研修部会」を行事予定に位置づけるとともに、校内教科部会を日課表に位置づけ、教科の専門性を高め、教科主任の責任で着実に授業実践に生かします。
(中学校「9教科部会」「近隣中学校合同教科研修部会」「高校との教科別授業研究会」の促進)
- ⑤ ICTの活用に向けた教員の資質・能力の向上を推進します。
※GIGAスクールサポーター及びICT支援員による授業支援や研修会等の実施

(2) 校内における組織的体制の充実

- ① 運営委員会等を効率的に運用し、会議や行事の精選及び適切な学校組織の推進に取り組みます。
- ② 互見授業や管理職等の授業観察・面談等により具体的な指導を実施して、個に応じた目標を設定し着実な指導力の向上を図るとともに、学校運営への参画意識を育成します。
※授業力向上アドバイザーの活用
- ③ 教育公務員としての自覚を高める服務規律の徹底を図り、非違行為は絶対に許さない職場環境づくりを推進します。
(服務規律研修の徹底：特に交通違反、体罰、スクールセクハラ)

(3) 学校における働き方改革の推進

- ① 「宇佐市業務改善計画」を踏まえ、全職員の健康とやりがいのある学校環境の実現を推進します。
※時間外勤務の削減、業務改善と環境整備、適正な部活動の推進、健康管理体制の充実
- ② 「勤務実態改善計画」の点検・見直しと実践により、時間外勤務の縮減を図り子どもと向き合う時間の確保やワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。
※長時間勤務の実態の客観的データに基づく把握と教職員の働き方に関する視点を盛りこんだ学校の経営方針等の作成
※重点テーマの決定と検証・改善による勤務実態改善における目標達成に向けた取り組みの徹底
※学校の実態に即した、カリキュラムマネジメントや業務の優先順位づけによる業務の見直し（ICTの活用による校務の効率化等）
- ③ 「教職員の心身の健康保持のため、健康診断の実施の徹底を図るとともに、ストレスチェックや産業医による面接指導等を活用したメンタルヘルスケアを推進します。